

## 1人1台端末の導入と活用に向けて（Q & A）

### 1人1台端末の導入により何がかわるのか

- ・ これまでは、生徒が1人1台の端末\*1を使用する授業は、学校に配備されたリース端末\*2を必要台数分予約できたときにしか実施できませんでしたが、令和4年度入学生以降は、生徒の持つ端末をいつでも活用できるため、授業を計画的に実施しやすくなります。このことは、生徒にとっても、授業が計画通りに行われるため、流れが分かりやすく、主体的に学習に取り組みやすくなります。
- ・ 端末はスマートフォンに比べ、画面が大きくて見やすく、また、データの整理・分析や発表資料の作成が容易に行えるため、探究的な学びをより一層充実させることができます。

\*1 パソコン、タブレット端末等の情報端末のこと。ここでは、「端末」と表記する。

\*2 令和元年度、2年度の2ヶ年で各学校に164台の端末（Chromebook）を整備している。8クラス規模校の場合、6クラスに1クラス分程度の整備状況。今年度も端末を整備し、令和4年度当初には2、3年生について3クラスに1クラス分程度の端末台数となる見込み。

### 令和4年度入学生から1人1台端末を導入するのはなぜか

- ・ 令和4年度入学生から年次進行で新学習指導要領が実施されます。新学習指導要領においては、探究的な学びを教科等横断的に行うことなどにより、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成を目指しており、各教科等で、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けてより一層の授業改善を進めることが求められています。そうしたこれからの学びの実現に向けては、ICTを活用した学びが重要であり、1人1台端末により学びの充実を図ることが必要です。
- ・ 変化の激しい時代を生き抜く子どもたちには、生活のあらゆる場面で端末を使いこなして、必要な情報を収集し、選択するなど、情報活用能力を身に付けることが求められており、1人1台端末の導入が必要です。

### 入学予定者に端末を購入してもらう手続きや事務処理はどのようにすればよいのか

- ・ 各学校においては、今後、県教育委員会が示す予定の標準的な推奨スペック、端末を踏まえ、各学校としての推奨スペック、端末を決定してください。
- ・ 令和4年度入学生や保護者が円滑に端末を準備できるよう支援していくことが必要であり、学校として推奨するスペック、端末を扱う事業者が提供する購入サイトを紹介するなどの対応を行うことが考えられます。そのような対応を行う場合は、事業者との調整などの一定の事務手続きが必要となりますが、学校が一人ひとりの生徒の端末購入の手続きを販売業者との間に入って行う必要はないと考えています。
- ・ 各学校では、合格発表に間に合うように、端末の準備・購入についての案内文書

等を作成し、合格発表時に配付し、その後、入学予定者説明会等で説明することになります。

- ・各家庭では、学校が示す推奨スペック、端末等を踏まえ、端末を購入するなど準備していただきます。
- ・なお、家庭の経済的な事情等により端末の準備が難しい生徒に対しては、学校にあるリース端末を貸与することになりますので、そのための説明や事務手続きが必要です。
- ・県教育委員会が示す標準的な推奨スペック等とは異なる高いスペックの端末を学校として推奨する場合は、生徒・保護者に、そうしたものが必要な理由も含め、丁寧に説明し、理解を得てください。
- ・その際、高スペックの端末であれば可能であるが、準備の難しい生徒に貸し出すリース端末では不可能な学習活動を実施することは、生徒の学ぶ権利の保障の点から不適切となります。学習活動の在り方を工夫する、学校の推奨端末を貸出し用に確保するなどの工夫が必要です。(Chromebookの予算措置は行いますが、学校推奨端末確保のための予算措置はできません。教員用も同様です。)

端末の購入が難しい家庭が多い学校もある。令和4年度入学生からすべての県立高校で1人1台端末を導入するのは難しいのではないか

- ・令和4年度入学生から年次進行で新学習指導要領が実施されることや、中学校で1人1台端末の学習環境で学んだ生徒が令和4年度から入学すること、情報活用能力のより一層の育成が必要であること等から、令和4年度入学生からすべての県立高校で1人1台端末を導入することが必要です。
- ・家庭の経済的な事情等から、端末の購入が難しい生徒に対しては、学校にあるリース端末を貸与してください。その場合、必要に応じて家庭への持ち帰りができるように、学校外への持ち出しを許可してください。
- ・なお、この度の1人1台端末の導入は、これまで県立高校で実践してきた生徒の所有するスマートフォン等の端末を学習に活用するBYODの取組の発展形として、スマートフォンに加え、パソコン・タブレット端末等の端末を活用していくものです。
- ・生徒が端末の準備に当たり、新たに購入せず、すでに家庭にある端末を使用することも、セキュリティなどの条件を満たしていれば可能とします。各学校が示す推奨スペック・端末は、あくまでも「推奨」ですので、「推奨端末を必ず購入することを求めることのないようにお願いします。

令和4年4月からすべての授業で1人1台パソコンを活用した授業を行わなければならないのか

- ・令和4年度入学生から年次進行で新学習指導要領が実施されることを踏まえ、すべての教科・科目等で新学習指導要領の目標や内容等に基づいた授業となるよう単元の指導計画等の作成に取り組むことが必要です。
- ・新学習指導要領で求められる教科等横断的で探究的な学習、主体的・対話的で深い学びの実現、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成に取り組むため、また、令和3年1月26日付け中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能

性を引き出す、「個別最適な学びと、協働的な学びの実現」で示された、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現のためには、学習活動に応じてICTを適切に活用することが重要です。

- ・単元で育成すべき資質・能力を育むための学習活動を計画する中で、どのような場面でどのようにICTを活用した学習活動を配置するのかなどの視点で、効果的なものとなるよう計画してください。
- ・保護者負担により端末を購入するなどの準備をしていただきますので、単元で身に付けるべき資質・能力の育成に向けて、より一層、ICTを効果的に活用した授業改善にすべての教職員が取り組むことが必要です。
- ・各学校においては、まずは令和4年4月に向けて準備をお願いします。4月以降も日々研鑽を重ね、ICTをより効果的に活用した授業となるよう、組織的な取組をお願いします。県教育委員会では、今後、1人1台の環境で学習活動を先行して実施している学校の事例なども提供していきます。

各家庭で準備していただく端末は、どのようなものにしてもらえばよいのか

- ・県教育委員会が今後示す予定の標準的な推奨スペック、端末を踏まえ、学校としての推奨スペック、端末等を示してください。各家庭では、学校から示された推奨スペック、端末等を踏まえ、端末を購入するなどの準備を行っていただきます。
- ・各学校においては、県教育委員会から示す標準的な推奨スペック、端末を踏まえ、原則として同程度のものを、推奨スペック、端末等として示してください。その際、(特にOSがWindowsの端末を使用する場合は、)ウイルス対策ソフトなどのセキュリティ対策の確保が必要であることも示すようお願いします。
- ・県教育委員会では、各県立高校等に配備しているChromebookのスペックを標準的な推奨スペックとし、そのようなスペックを持つ端末を標準的な推奨端末として示す予定です。
- ・これは、経済的な事情等により端末の準備が難しい生徒に対して、リース端末を貸与することで対応することから、リース端末と同程度のものを推奨することが望ましいと考えているためです。
- ・現在のところ、そのような推奨端末の購入価格は、3万円前半から4万円程度を想定しています。
- ・詳細については、資料が整いしだい送付します。
- ・なお、学校としての活用の方向性が明確で、県教育委員会が示す標準的な推奨スペック等とは異なるスペックの端末を学校として推奨することは可能ですが、家庭の経済的な負担に十分に配慮することが必要です。特に端末の想定価格が上記の価格よりも高くなる場合は、生徒・保護者に対して、そうしたスペックの端末が必要となる理由も含め、丁寧に説明し、理解を得てください。
- ・その際、高スペックの端末であれば可能であるが、準備の難しい生徒に貸し出すリース端末では不可能な学習活動を実施することは、生徒の学ぶ権利の保障の点から不適切となりますので、学習活動の在り方を工夫する、学校の推奨端末を貸出し用に確保するなどの工夫が必要です。(Chromebookの予算措置は行いますが、学校推奨端末確保のための予算措置はできません。教員用も同様です。)

中学生や保護者に向けて、端末の準備について、各学校は、どのようなことをいつ頃までに示せばよいのか

- ・11月から12月にかけては、令和4年度入学生から保護者負担を基本として1人1台端末を導入することについて、中学生・保護者向けリーフレットを活用することなどにより説明してください。各学校のウェブページでも、そうした案内を行うようお願いいたします。学校におけるこうした工夫の詳細については、後日、連絡します。
- ・1月末までには、学校としての推奨スペック、端末を決定してください。
- ・令和4年度入学生や保護者が円滑に端末を準備できるよう支援していくことが必要であり、学校として推奨するスペック、端末を扱う事業者が提供する購入サイトを紹介するなどの対応を行うことが考えられます。その場合は、事業者と購入サイトに関する調整を2月中までに行うことが望ましいと考えます。
- ・合格発表の際に、令和4年度入学予定者に対する端末準備に係る学校からの案内文書を配付してください。また、3月中に開催する入学予定者説明会等で端末の準備について説明してください。案内文書の雛型や説明内容等については、後日、お知らせします。

《今後のスケジュール（現時点の想定）》

11月～12月	1人1台端末導入の周知
12月～1月	各学校の推奨スペック、端末の決定
1月～2月	必要に応じて事業者と購入サイトに関する調整 合格者向け配付文書の準備
3月1日	合格発表・端末準備に係る案内文書、端末貸与申込書配付
3月中旬	入学予定者説明会で端末準備について説明
3月中旬以降	各家庭で端末の購入等の準備、入学式以降に経済的な事情等により端末の準備が難しい家庭の生徒から端末貸与申込書の提出

※上記のスケジュールは、現時点での想定であり、今後の状況等の変化により変更となる場合があります。

※上記のスケジュールは全日制の場合です。定時制は定通分割選抜の日程等を踏まえて対応してください。